

関西電力株式会社 御中

調査報告書 (概要版)

2020年3月14日

第三者委員会

委員長 但木 敬一

委員 奈良道 博

委員 貝阿彌 誠

特別顧問 久保井 一匡

第1 本調査の概要

1 当委員会の設置の経緯及び目的

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）は、関西電力の役職員が森山榮治氏（以下「森山氏」という。）から金品等を受領していた問題¹について、2018年2月以降実施された国税庁金沢国税局（以下「金沢国税局」という。）による税務調査を契機として社内調査を開始し、同年6月22日には、3名の社外の弁護士を含む社内調査委員会（以下「本件社内調査委員会」という。）の設置を決定した。これを受け、本件社内調査委員会は調査²を行い、関西電力に対して、同年9月11日付報告書（以下「本件社内調査報告書」という。）を提出した。

その後、2019年9月26日、共同通信社が上記問題に関する報道を配信し、同問題が公になったことを受け、関西電力は、同問題及び本件社内調査報告書を公表するとともに、客観的かつ徹底的な調査を行うため、同年10月2日、中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会（以下「当委員会」という。）の設置を決定した。

その後、当委員会は、2019年10月9日、関西電力から、以下の事項について調査（以下「本調査」という。）の委嘱を受け、調査を実施した。本報告書は当委員会が本調査の結果を報告するものである。

- ① 森山氏関係調査
- ② 類似事案調査
- ③ 当時からこれまでの関西電力の対応
- ④ 上記①～③についての背景・根本原因の究明並びに再発防止策の提言

2 当委員会の構成

当委員会は、以下の委員及び特別顧問から構成される。

¹ 税務調査を契機として、その後、金品受領者がより広範にわたることが判明し、また、森山氏に対する情報提供等の関連する問題も明らかになっている。本報告書では、こうした金品受領問題及びその後判明した関連問題を含めた全体を「本件問題」と総称する。

² 本報告書では、本件社内調査委員会による調査及びこれに先立って総務室法務部門が事務局となって行った調査を「本件社内調査」と総称する。

	氏名	経歴
委員長	但木 敬一	T&T パートナーズ法律事務所・弁護士 元検事総長
委員	奈良道博	半蔵門総合法律事務所・弁護士 元第一東京弁護士会 会長
委員	貝阿彌 誠	大手町法律事務所・弁護士 元東京地方裁判所 所長
特別顧問	久保井 一匡	久保井総合法律事務所・弁護士 元日本弁護士連合会 会長

また、当委員会は、本調査を補助させるため、森・濱田松本法律事務所に所属する下記の弁護士を委員補佐として選任した。

北田幹直、横田真一朗、山内洋嗣、山田徹、臼井慶宜、田尻佳菜子、木山二郎
北和尚、黒田大介、小林雄介、小田輝、加藤裕之、眞木純平、千原剛、村田昇洋
後鴻伸吾、片野泰世、近藤武尊、中津卓、平岡優、山内裕雅、奥田敦貴、高橋圭

当委員会は、その設置に当たり、日本弁護士連合会が作成した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010年7月15日付、同年12月17日改訂）に準拠している。

なお、当委員会は、森・濱田松本法律事務所に所属する上記弁護士以外の弁護士による、関西電力及びそのグループ会社に対する法的助言の事実を確認したが、事案の内容、報酬規模、助言提供の時期等の具体的な事情に鑑みて、同事務所の上記弁護士に関西電力との間の特別な利害関係は認められず、本調査を補助させることに問題ないと判断した。

また、当委員会は、関西電力の経営監査室に所属する経営監査室長以下数名の担当者を当委員会の事務局とし、関係資料の収集やヒアリングの日程調整等の本調査の補助に関する業務を行わせた。当委員会は、本調査の独立性を確保するため、当委員会と関西電力との間で締結された第三者委員会委託契約書において、あらかじめ、関西電力に対し、当該事務局を当委員会の直属とした上で、関西電力との間で厳格な情報隔壁を設けることを義務付けている。

3 本調査の期間及び当委員会の開催日程

当委員会は、2019年10月9日から2020年3月13までの間、本調査を実施した。

また、当委員会は、以下の日程で委員会を計14回開催した。

委員会	日付	開催地
第1回	2019年10月13日	東京都内
第2回	2019年10月28日	東京都内
第3回	2019年11月14日	大阪府内
第4回	2019年11月26日	東京都内
第5回	2019年12月15日	大阪府内
第6回	2019年12月26日	東京都内
第7回	2020年1月9日	大阪府内
第8回	2020年1月23日	東京都内
第9回	2020年2月3日	大阪府内
第10回	2020年2月11日	東京都内
第11回	2020年2月25日	大阪府内
第12回	2020年3月5日	東京都内
第13回	2020年3月10日	東京都内
第14回	2020年3月13日	大阪府内

4 本調査の方法

当委員会は、以下の方法により、本調査を実施した。

(1) 関係者に対するヒアリング

当委員会は、以下のとおり、①関西電力及びそのグループ会社（以下「関西電力グループ」と総称する。）の役職員及び元役職員並びに②その他社外の者の合計214名に対し延べ248回のヒアリングを実施した（以下、これらのヒアリングを「本件ヒアリング」と総称し、本件ヒアリングの対象者を「本件ヒアリング対象者」という。）³。

ア 関西電力グループの役職員及び元役職員に対するヒアリング

当委員会は、本調査に必要な情報を認識している可能性のある関西電力グループの役職員及び元役職員197名に対し延べ230回のヒアリングを実施した。

イ その他社外の者に対するヒアリング

当委員会は、高浜町関係者等、本調査に必要な情報を認識している可能性がある社外の者に対し、ヒアリングを実施した。

³ ヒアリング対象者が匿名を希望したヒアリングも人数や回数には含まれている。

また、当委員会は、本件社内調査報告書等の内容を基に、森山氏と一定の関係を有し、かつ、本調査に必要な情報を認識している可能性のある企業の関係者に対してヒアリングを実施した。

具体的には、当委員会は、まず、関西電力が本件社内調査報告書等において森山氏と一定の関係を有するとしていた、吉田開発株式会社、柳田産業株式会社、株式会社オーディング、株式会社塩浜工業及び**XI 社**⁴の5社（以下、これらの5社を「本件取引先」と総称する。）の役職員に対しヒアリングを実施した。

しかし、その後の調査等により、本件取引先においてはそれぞれ森山氏と一定の関係が認められたものの、その関係の深さはそれぞれ異なり、また、森山氏と類似した関係を有する企業は上記5社に限られないことが判明した。こうした観点から、上記5社のみを「森山氏関連企業」などと一括りに表現することは適切でないと判断し、本報告書では「森山氏関連企業」等の用語を用いず、関西電力が本件社内調査報告書等で森山氏と一定の関係を有するとしていた上記5社を「本件取引先」と総称し、本調査の結果、森山氏と一定の関係を有すると認められたこれら以外の企業を含めて「本件取引先等」と総称することとした。本調査では、本件取引先以外の本件取引先等の役職員に対するヒアリングも実施している。

（2）関連資料の分析

当委員会は、本調査を行う上で必要な範囲で、関西電力グループの規程、議事録、契約書等の資料の分析を行った⁵。

（3）デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、PwC アドバイザリー合同会社（以下「PwC アドバイザリー」という。）に依頼し、本調査に必要な情報が保存されている可能性があるメールサーバーに含まれるデータを保全させ、結果として、80名分の電子メールをレビュー対象として抽出した。

また、上記に加え、45名分の個人フォルダ、28個の共有フォルダ、関西電力が貸与している38台のパソコン、7台のスマートフォンに係るデータについて

⁴ 本件取引先のうち、**XI 社**については、本調査の結果、発注取引に関するコンプライアンス上の問題を他の本件取引先と同列に評価すべきではなく、相対的に森山氏との関係性が希薄であると認められ、他の本件取引先と同列に論じることは必ずしも適切ではないと考えられるため、匿名化処理をしている。

⁵ なお、当委員会は、本件ヒアリング対象者等から提供を受けた資料も必要と認める範囲で参照した。

も保全の上、パソコンについて復元可能な削除データの復元作業を行わせ、これらの中に含まれている電子データもレビュー対象として抽出している。

結果として、これらのデータは、効率性を高めるためキーワード検索等により約40万件に絞り込んだ上で、一次的なレビューはPwCアドバイザリーが、二次的なレビューは当委員会が行う体制で調査（以下「本件デジタル・フォレンジック調査」という。）を行った。

(4) 書面調査

ア 本件書面調査の実施方法

当委員会は、森山氏と接触があった可能性が高いと認められた、原子力事業本部、各原子力発電所、京都支社の幹部職員・元幹部職員を中心に、605名の関西電力グループの役職員及び元役職員（以下「本件書面調査対象者」という。）を対象とする書面調査（以下「本件書面調査」という。）を行った。

イ 本件書面調査の実施期間及び回収方法

当委員会は、本件書面調査対象者に対して、「書面調査の実施について」と題する文書を発出し、電子システム上の入力又は質問事項用紙を郵送する方法により回答するよう要請し、回答が困難と認められる例外的な事情があった者を除く全ての者から回答を得た。

ウ 本件書面調査の質問項目及び回答結果

本件書面調査においては、主に、森山氏又は森山氏と関連を有するとみられる企業から金品等（一般的な歳暮・中元を含む。）を受領したか否か及びこれら以外の企業等から金品等（一般的な歳暮・中元を含む。）を受領したか否か並びにこれらの具体的な内容について回答を求めた。

回答者の合計数は604名である。

(5) ホットライン調査

ア ホットラインの設置方法

当委員会は、本調査に必要な情報を幅広い関係者から収集するために、以下の

者を対象に、下記の対象情報を当委員会に提供するための 3 種類のホットライン（以下「本件ホットライン」と総称する。）を設置した。

- ① 関西電力の全役職員：約 2 万 1000 名
- ② 関西電力の元役職員：約 8000 名⁶
- ③ 関西電力の以下の子会社 6 社（以下「関電子会社 6 社」と総称する。）⁷の全役職員：約 7000 名
 - ・関電プラント株式会社（以下「関電プラント」という。）
 - ・関電不動産開発株式会社（以下「関電不動産開発」という。）
 - ・株式会社関電パワーテック
 - ・株式会社環境総合テクノス
 - ・関電サービス株式会社
 - ・株式会社かんでんエンジニアリング

【対象情報】

森山氏又は森山氏と関連を有するとみられる企業から金品（一般的な歳暮や中元を含む。）を受領したか否か及びこれら以外の企業等から金品を受領したか否か並びにこれらの具体的な内容等

イ 本件ホットラインの設置期間

本件ホットラインの設置期間は、それぞれ以下のとおりである。ただし、設置期間満了後の利用も受け付け、調査の対象とした。

- ① 関西電力の全役職員：2019 年 10 月 29 日から同年 11 月 13 日まで
- ② 関西電力の元役職員：同年 11 月 25 日から同年 12 月 13 日まで
- ③ 関電子会社 6 社の全役職員：同年 11 月 15 日から同年 12 月 10 日まで

ウ 本件ホットラインの受付状況

本件ホットラインについて、それぞれ以下の件数の利用があった。

- ① 関西電力の全役職員：126 件

⁶ 関西電力の OB 会の登録会員総数を記載している。

⁷ 本件取引先に対する発注実績が確認された関西電力の子会社 18 社のうち、本件取引先に対する発注件数及び発注金額が相対的に多いと判断した 6 社を選定した。

- ② 関西電力の元役職員：10 件
- ③ 関電子会社 6 社の全役職員：4 件

(6) 資料提供窓口

ア 資料提供窓口の設置方法

当委員会は、関西電力グループの役職員及び元役職員が、関西電力グループが発注する工事又は業務について、森山氏に対して提供した資料・データ等に関して、幅広い関係者から情報を収集するために、以下の者を対象に、下記の対象資料・データを当委員会に提供するための資料提供窓口（以下「本件資料提供窓口」という。）を設置した。

- ① 関西電力の全役職員：約 2 万 1000 名
- ② 関電子会社 6 社の全役職員：約 7000 名

【対象資料・データ】

関西電力グループ発注に係る工事又は業務について、関西電力グループの役職員が森山氏に対して提供した資料・データ等

イ 本件資料提供窓口の設置期間

本件資料提供窓口の設置期間は、2019 年 12 月 17 日⁸から同月 26 日までの間とした。ただし、期間満了後に提出された資料も受領し、調査の対象とした。

ウ 本件資料提供窓口の受付状況

本件資料提供窓口について、5 件の利用があった。

(7) 現地視察

当委員会は、委員・特別顧問 4 名全員及び一部の委員補佐において、2019 年 11 月 3 日及び同月 4 日、高浜発電所が所在する高浜町に赴き、原子力発電所内部の工事の状況、本件取引先が実際に行った工事の内容、高浜町の文化施設等の視察を行った。また、当委員会は、美浜町に所在する原子力事業本部を訪問する

⁸ 関電不動産開発については、2019 年 12 月 18 日から設置した。

など必要な現地視察を行った。

(8) 専門的知見の補完

当委員会は、電気事業に関する政策・規制その他行政一般に関する専門的知見を補完するために資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会事務局から、税務行政一般に関する専門的知見を補完するために国税庁から、それぞれヒアリングを実施した。

(9) 本調査の実効性を高めるための措置

ア 本件ヒアリングにおける措置

本件ヒアリングでは、事実に即した回答を得て調査の実効性を高めるために、本件ヒアリングで自らが知っている事実を漏れなく述べ又は事実に反することを述べないなど、本件調査に対して誠実に協力することを内容とする書面について、本件ヒアリング対象者から署名を得るなどの措置を講じた。また、本件ヒアリング対象者に対し、調査の結果判明した未公表の事実を示して質問を行う必要がある場合があり、その事実が第三者に漏れることにより証拠隠滅等が図られることを防止するために、本件ヒアリングの内容を口外しないことを誓約させるなど必要に応じた措置を講じた。

イ 本件書面調査における措置

本件書面調査では、調査の独立性を高めるために、回答を記入した質問事項用紙を当委員会の事務局弁護士事務所宛てに直接郵送する回答方法及び電子システムを利用した Web サイト経由での回答方法を採用した。

また、事実に即した回答を得て本件書面調査の実効性を高めるために、大要、以下の(i)～(iii)の注意事項を質問事項用紙に記載した。

(i) 本件書面調査に対して誠実に回答することが職務上の義務であり、合理的な理由のない回答拒否、あるいは、事実に反する回答、又は不正・不当な行為あるいはそのおそれがある行為について事実を隠したことなどが発覚した場合、懲戒処分等の不利益を受ける可能性がある。

(ii) 本件書面調査での回答に基づき、氏名を特定して公表することはない。

(iii) 回答内容は当委員会において管理することによって適正な取扱いを確保することとし、提供された回答内容等につき、原則として、本調査の目的以外に

は使用しない。

ウ 本件ホットラインにおける措置

本件ホットラインの利用方法としては、広く情報を募るために、電子メール、電話、郵送という複数の手段を用意し、また、匿名での本件ホットラインの利用も許容した。

さらに、本件ホットラインの利用を促進するために、本件ホットラインを利用したことや、その後の当委員会による調査に協力したことを理由として、関西電力グループが、利用者に対し、いかなる不利益な取扱いも行わないことを約束している旨を明示した。

加えて、本件ホットラインに対しては、利用を促進する観点から、関西電力の全役職員及び関電子会社 6 社の全役職員に対しては、本件ホットラインに係る通達を個別にメールで発信した。関西電力の元役職員に対しては、関西電力が元役職員の個別の連絡先を有していないかったため、本件ホットラインに係る通達が、関西電力の元役職員向けのポータルサイトの冒頭に表示されるようにした。そして、当該ポータルサイトに本件ホットラインに係る通達が掲載されている事実について、2019 年 11 月 26 日の第三者委員会開催直後の報道各社向けメール及び同年 12 月 15 日の第三者委員会による記者会見における当委員会委員長による発言の中でも触れることで広く周知を図った。加えて、各地の関西電力の元役職員が組織する OB 会事務局（原子力関連の業務に従事していた関西電力の元役職員が組織する OB 会事務局を含む。）の可能な限りでの協力を得て、情報の周知に努めた。

エ 本件資料提供窓口における措置

本件資料提供窓口の利用方法としては、電子メール、郵送という複数の手段を用意した。また、広く情報を募るために、匿名での利用も許容した。

さらに、本件資料提供窓口の利用を促進するために、関西電力グループが、資料提供窓口に対象資料・データ等を提供したこと（そのために必要な範囲での会社資料・データへのアクセス及び利用を含む。）や、その後の当委員会による調査に協力したことを理由として、利用者に対し、いかなる不利益な取扱いも行わないことを約束している旨を明示した。

加えて、本件資料提供窓口に対しては、利用を促進する観点から、関西電力の全役職員及び関電子会社 6 社の全役職員に対しては、本件資料提供窓口に係る通達を個別にメールで発信した。

5 本報告書の前提条件・限界

本調査においては、調査の目的を果たすため、合理的な方法を用いることができたものと判断しているが、以下の限界・制約等が存した。

第一に、当委員会は、本件問題の背景・根本原因を究明するため、可能な限り過去に遡った調査を行った。しかし、既に関係者が他界していたり、高齢のためヒアリング等に応じることが困難であるといったケースがあった。とりわけ、森山氏、1970年代から1980年代に関西電力の幹部の地位にあった者、本件取引先等の幹部を含む社外の関係者等、過去における本件問題の背景事情を直接体験し、当時の事実関係をよく知る者のうち少なくない者が既に他界していた。

第二に、本調査は、捜査機関による強制捜査とは異なり、関係者の任意の協力に基づくものであるところ、本調査実施時点において関西電力グループに在籍していた者からヒアリングや資料提供を拒否されることはなかったが、同時点で関西電力グループに在籍する者以外の一部の社外関係者の中には当委員会のヒアリングを拒否する者もいた。

第三に、本調査における各認定事実は、関西電力グループから開示を受けた資料及び関係者のヒアリング等を前提としているところ、その性質上、以下に掲げる前提に服する。

- (1) 関西電力グループ及び本件ヒアリング対象者等が、当委員会に開示・提出した書類は全て真正な原本又はそれと同一性を有する写しであること。
- (2) 関西電力グループ及び本件ヒアリング対象者等が、当委員会に開示・提出した情報・データは全て真正かつ正確なものであり、改変等されていないこと。
- (3) 当委員会が、文書・データの一部のみの開示を受けたものである場合において、このような一部の文書・データは、当該文書・データ全体の内容を適切に反映しており、当該文書・データ全体についての誤解を生じさせるものではないこと。
- (4) 関西電力グループ及び本件ヒアリング対象者等が、本報告書において明示的に記載された事項を除き、当委員会の検討対象となった事項について重大な影響を及ぼす情報の開示を留保したことではないこと。

第四に、当委員会の調査は、前記1記載の本調査の目的及び前記4記載の本調査の方法で行われたものであり、以下の限界に服することにも留意されたい。

- (1) 本調査の結果は専ら前記4に記載されている調査方法に依拠するものであり、当委員会がこれら以外の情報により検証を行ったものではないこと。

- (2) 本件書面調査のデータ入力業務、集計業務及びデータ集計後のレポート作成業務については、**前記4**に記載する方法によっており、業務委託先による作業結果に依拠していること。
- (3) 本件デジタル・フォレンジック調査において、同調査の対象としたデータの保全業務、削除されたデータの復元等のデータ処理及び一次レビュー等については、**前記4**に記載する方法によっており、業務委託先による作業結果に依拠していること。
- (4) 本報告書における事実の認定及び法令解釈について、司法機関又は行政機関が当委員会と同様の見解を採用することを保証するものではないこと。

なお、本報告書は、**前記1**記載の目的のため作成されたものであり、それ以外の目的のため使用されること、及び、第三者により利用又は依拠されることを予定しておらず、当委員会は関西電力以外の第三者に対し何らの責任を負うものではない。

また、本調査は、**前記1**の調査の目的の範囲内で行われたものであり、当該目的の範囲に含まれない関西電力グループが抱える問題点を網羅的に調査して評価分析するものではない。

本報告書（概要版）は、当委員会が関西電力に提出した調査報告書の概要である。

第2 本調査結果の概要

1 はじめに

当委員会は、2019年10月9日に関西電力から本調査の委嘱を受けて以来、本件問題の真相を究明するべく、関西電力グループの役職員及び元役職員並びにその他社外の者合計214名に対し延べ248回のヒアリングを実施し、関西電力及び一部の子会社の役職員600名以上を対象にした書面調査、電子メール等に関するデジタル・フォレンジック調査、ホットライン調査、関係資料の精査等を行ってきた。

本調査により判明した事実及びその分析結果の概要は以下のとおりである。

2 関西電力等の役職員による森山氏からの多額の金品受領及び森山氏からの要求に沿った事前発注約束等

関西電力が実施した本件社内調査で判明した23名の金品受領者以外に、本調査によって、更に52名⁹の関西電力、関電プラント及び関電不動産開発（以下、関西電力に関電プラント及び関電不動産開発の2つの子会社を合わせた3社を「関西電力等」という。）の役職員（関西電力41名、関電プラント7名、関電不動産開発7名）が森山氏又は同氏と関係が深いとみられる企業から金品を受領していたことが判明した。これにより、本件社内調査及び本調査で判明した金品受領者の総数は75名（関西電力64名、関電プラント7名、関電不動産開発7名）となり、その総額は約3億6000万円相當に上った。

本調査により判明した金品受領の内容としては、本件社内調査で判明した一人当たり1億円相当を超えるような金品受領事例こそ認められなかつたものの、100万円相当を超える金品を受領したと認められる者が5名以上存在し、かつ、その受領時期も、森山氏が高浜町助役を退任した1987年の直後、1990年代、2000年代、2010年代と万遍なく認められた。具体的には、関西電力等の役職員による森山氏及び本件取引先等からの金品の受領は、森山氏が1987年に高浜町助役を退任した直後から始まり、その受領者は、若狭地域に所在する原子力部門の重要な役職員を中心としつつ、工事発注に關係のある部署の役職員及び子会社の役職員等多岐にわたっていた。2005年に原子力事業本部が美浜町に設立さ

⁹ 関電プラント及び関電不動産開発の受領者のうち、関西電力在籍時に受領していたことが本件社内調査において判明していた者が各1名含まれている。また、関西電力在籍時と関電プラント在籍時を通じて受領していた者が1名含まれている。そのため、合計としては、55名ではなく、これらの重複を考慮した52名としている。

れて以降は、従来は大阪の本店に勤務し森山氏と疎遠だった役職員の多くが、森山氏から金品を受領するようになった。特に、東日本大震災以降、原子力発電所の運転が順次停止され、その後における新規制基準対応等から、原子力発電所における工事発注が増加することが見込まれたのと時期を同じくして、金品を受領した役職員の数や受領する金品の額も大きく増加していった。このように、関西電力等の役職員による、森山氏又は同氏と関係が深いとみられる企業からの金品受領は、本件社内調査で認識されていたよりも時間的にも人的にも広範囲に及んでいたことが明らかとなった。

加えて、本件社内調査においては、関西電力の役職員が森山氏に不適切な情報提供を行っていたことが認定されていたが、本調査では、とりわけ本件デジタル・フォレンジック調査を通じて、森山氏が、関西電力の役職員等に対して本件取引先等の特定の企業への発注等を強引に要求し、これに關西電力の役職員等が応じた事例が多数存在することが判明した。すなわち、関西電力の役職員等は、森山氏に対して上記の情報提供を行うのみならず、森山氏の要求に応じる形で、事前に本件取引先等に発注する個別の工事等の内容や年度ごとの発注予定額を伝え、個別の工事等や発注予定額に見合う工事等を発注することを約束し、その中には実際に当該約束に沿って発注を行っていたケースも確認された。本件デジタル・フォレンジック調査の対象となった電子データの保管状況等の関係で、同調査を根拠とする事前発注約束等が認められたのは2010年代を中心ではあるが、本件ヒアリング等によれば、それ以前から、関西電力の役職員等は森山氏に対して事前発注約束等の特別な配慮をしてきたことが認められた。

3 森山氏による金品提供の意図・目的

そもそも、関西電力（以下、関西電力の一部の子会社を含んで単に「関西電力」ということがある。）と取引先の当事者間で本来直接行われるべき対等なはずの取引に、当然のごとく森山氏が介在して両当事者に影響力を持つという構造自体が異常であり、様々な問題を惹起する有害な状況であったといえるが、こうした森山氏の関西電力の役職員に対する強引な発注要求は、時に恫喝とも評価し得る態様で行われた。

既に本調査開始時点で森山氏が他界していたため、本人に金品提供の真意を確認することは叶わなかった。しかし、森山氏による関西電力の役職員に対する金品提供は、およそ社会的儀礼の範囲内とはいえないほど多額である。森山氏が、何ら見返りを期待することなく、本件社内調査報告書で認定されたように、自己顕示欲を満足させるための「権威の誇示」や「礼儀の実践」等を目的として、本件のように社会的儀礼の範囲をはるかに超える多額の金品を提供するなどとい

うことは、容易には想定し難い。

実際にも、森山氏は、関西電力の役職員に対し、自分が関係する企業（本件取引先等）に工事等の仕事を発注することや、工事に関する情報を提供することなどを要求し、これに応じさせてきたと認められるし、そのことによって本件取引先等から報酬、手数料、謝礼等としてそれ相応の経済的利益を得てきたことがうかがわれる。このように、森山氏が社会的儀礼の範囲をはるかに超える多額の金品を提供したのは、その見返りとして、関西電力の役職員に、自らの要求に応じて自分の関係する企業へ工事等の発注を行わせ、そのことによってそれらの企業から経済的利益を得る、という構造、仕組みを維持することが主たる目的であったとみるのが自然かつ合理的である。

そして、森山氏による金品提供については、森山氏による個別の発注要求との関連が強く疑われるものも存在する一方、個々の金品提供の大半は、個別の発注要求や発注との関連性が明らかとはならないタイミングでなされている。この点、森山氏は、上場企業である関西電力の役職員が個別的な買収工作に簡単に応ずるとは思えないがゆえに、個別の発注要求や発注との対価関係が分かるような態様で金品を提供するのではなく、ひとたび自分が工事等の発注を要求すればこれに関西電力の役職員が応じざるを得ないような仕組みを維持するために、換言すると、そのような意味において関西電力の役職員を自己の支配下に置くために、関西電力の役職員に対し長期間かつ多数回にわたり多額の金品を提供し続けてきたものと認めるのが相当である。

森山氏から金品を受領した役職員の中には、それを不適切なことと認識し、受領した金品の取扱いに苦慮し、森山氏への返還を試みたり、それが叶わない場合には、金品を費消せずに保管し、折をみて同等以上の返礼品を森山氏に贈答するなど、自らがその金品から利得することができないように腐心していた者が少なくない。むしろ、森山氏が、金品を返還しようとした役職員を罵倒・叱責して返却を阻止したり、仮に返却を受けた場合であっても、事後に当該役職員に対して返却された金品の価値以上の金品を更に提供したりする例もあったことなどに鑑みると、森山氏は、本心としては金品を受け取りたくないという関西電力の役職員の心情を十分認識した上で、少なくとも一旦は多額の金品を受け取らせることで、関西電力の役職員に対する足枷とする狙いもあったものと考えられる。すなわち、森山氏による金品提供は、関西電力の役職員に対し、取引先の関係者から社会的儀礼の範囲をはるかに超える金品を受領してしまったというやましさ・罪悪感を抱かせるものであり、関西電力の役職員が森山氏と関西電力との不正常な関係を露見させれば、役職員自らの悪事も露見してしまうという、いわば共犯関係に持ち込むことを意図したものであったと考えられる。

当委員会は、森山氏が既に他界しその真意を本人に確認することはできなか

ったものの、以上のように、森山氏による金品提供の意図・目的について、その見返りとして、関西電力の役職員に、自分の要求に応じて本件取引先等への工事等の発注をさせ、そのことによって本件取引先等から経済的利益を得るという構造、仕組みを維持することが主たる目的であったと分析した。

4 森山氏と関西電力との関係の形成プロセス

それでは、森山氏が関西電力の役職員に対して強引な発注要求を行い、また、金品の提供を行うという上記のような構造はどのようにして形成されたのか。本調査の結果明らかとなつた事実関係を総合すれば、森山氏は、1969年には高浜町に就職して以来、関西電力の高浜発電所3号機及び4号機の立地に際して、町長の浜田倫三氏とともに原子力発電所の積極的な誘致・運営を推進し、これらの発電所の立地及び稼働に多大な貢献を行つてきた。また、森山氏は、高浜町に在籍している間、統括課長兼建設課長、企画課長、収入役、助役等、関西電力やその原子力発電所運営と関係が深い地位を歴任することにより、関西電力に顔が利く人物として認識され、地元企業を中心に関西電力から発注を受ける企業に対する影響力を強めていった。また、高浜町に在職中に原子力発電所の設置及び運営に関して、本来的には関西電力が解決すべき種々の問題の解決に尽力してきたこと等を通じて、関西電力の幹部に対する影響力を強め、その経営陣に対しても顔が利く状況を作り上げるとともに、「関西電力の弱みを握る人物」と認識されるようになつた。そして、関西電力では、森山氏の高浜町退職後も原子力発電所関係部門の幹部を中心に森山氏との付き合いを継続し、対応する関西電力の役職員は、森山氏について、高浜発電所3号機及び4号機の設置に尽力した人物、関西電力の弱みを握る人物、関係する企業に対する発注を強引に要求し時に恫喝・叱責する人物、福井県の幹部とともに原子力発電所業務の役職員に対する人権研修を行い関西電力の幹部を怒鳴りつける人物として、非常に丁重に取り扱わなければならないとの認識を植え付けられるに至つた。

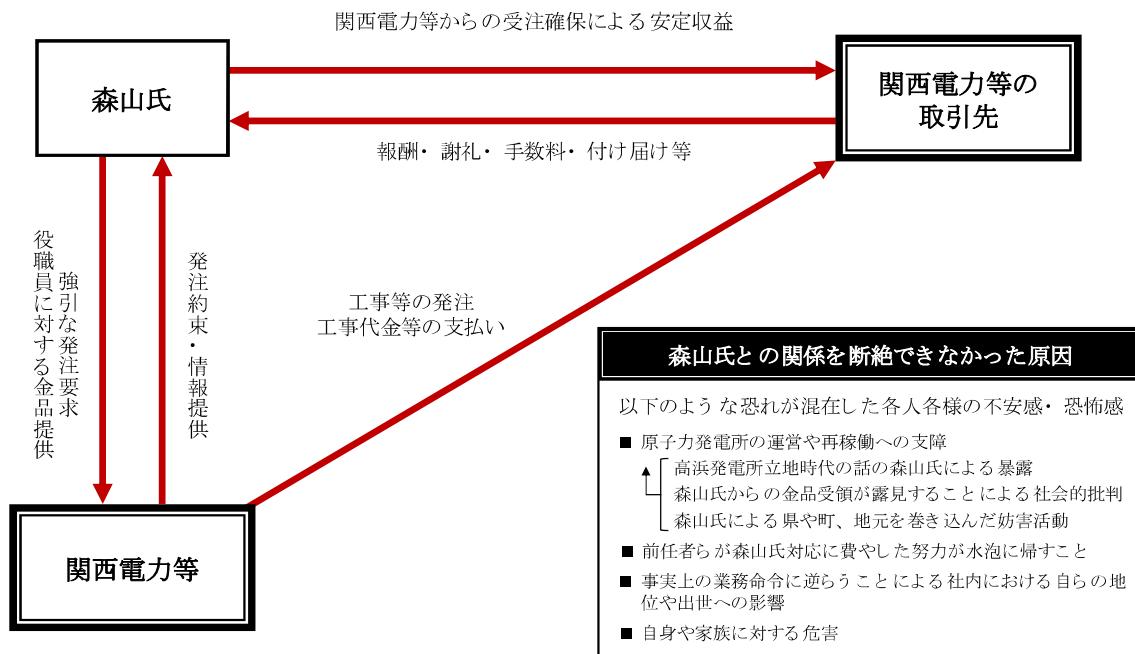
以上のようなプロセスをたどり、森山氏の関西電力及びその取引先に対する影響力は、高浜町退職後も維持・強化され、森山氏が、関西電力の役職員に対し、時として怒鳴りつけて恫喝し、強引な発注要求に応じさせ、金品を提供して返却を許さず、その裏側で関西電力の取引先から報酬、謝礼、手数料、付け届け等の名目で経済的利益を得るという歪な構造が形成されたことが推認される。

5 関西電力の役職員が森山氏との不適切、不正常な関係を断絶できなかつた原因

ではなぜ、関西電力は森山氏との関係を断ち切ることができなかつたのか。

本調査の過程で収集した資料からは、関西電力が森山氏との関係を維持しなければならなかつた決定的な理由は明らかではなく、また、本件ヒアリングにおいても、関西電力が森山氏との関係を維持しなければならなかつた決定的な理由を明確に述べた者はいなかつた。しかし、本調査の結果明らかとなつた事実関係を総合すれば、関西電力の役職員が一様に森山氏との関係を断ち切ることができなかつた原因は、仮に森山氏との関係を断ち切つた場合、①関西電力にとって不都合であり世間に公表されたくない高浜発電所立地時代の話を森山氏に暴露されるのではないか、②関西電力の役職員が森山氏から金品を受領してきたことが露見することで関西電力が社会的批判に晒されるのではないか、③森山氏が県や町、地元を巻き込んだ妨害行動に出るのではないか、④これらの結果、原子力発電所の運営や再稼働に支障が生じるのではないか、また、⑤自らの前任者らが苦心して森山氏の対応に当たつてきた努力が全て水泡に帰すのではないか、⑥上司や先輩から森山氏とは事を荒立てないようにと指示・示唆され、そのことが事実上の業務命令となっている状況下で、これに従わないと社内における自らの地位が危うくなるのではないか、あるいは、出世の道を閉ざされるのではないか、さらには、⑦自身及び家族が危害を加えられるのではないかなど、各人各様の懸念に根差した不安感・恐怖感にあつたのではないかと考えられる。

他方で、森山氏との関係を継続することが関西電力の利益に叶うといった歪んだ愛社精神や、問題のある発注行為について「地元重視」という目的に合致し関西電力に財産的な被害は生じていない、受領金品についてはいずれ返せばよく自らに利得は生じていないという考えが免罪符となって、上記の不安感・恐怖感と対峙して森山氏との関係断絶を図る決断力を発揮できない構造となつた。



いずれにせよ、関西電力の役職員が森山氏から多額の金品の提供を受けるとともに、森山氏が指定する企業への強引な発注要求に応じるという異常な関係が 30 年以上もの長期間にわたって継続してきたことは、明らかなコンプライアンス違反であり、かつ、ガバナンスという観点からも極めて重大かつ深刻な事態であるといわざるを得ない。

6 本件問題発覚後の関西電力の対応

関西電力は、2018 年 2 月 20 日以降、金沢国税局による税務調査対応のための調査を開始し、同年 6 月 22 日には本件社内調査委員会の設置を決定し、同委員会は、同年 9 月 11 日付で本件社内調査報告書を提出した。しかし、本件社内調査委員会による調査は、原子力事業本部が主体となった部分も存し、また、森山氏から金品を受領していた者を主な対象として行い、調査対象期間も過去 7 年間に限定するなど、その調査の範囲は不十分なものであった。また、本件社内調査報告書提出までの間、本件問題について取締役会や監査役への共有又は報告は行われなかった。さらに、本件社内調査報告書が提出された後ですら、会長（当時）の八木誠氏（以下「八木氏」という。）及び社長（当時）の岩根茂樹氏（以下「岩根氏」という。）は、相談役の森詳介氏（以下「森氏」という。）と協議の上、本件問題を対外的に公表することはしないと決定するとともに、情報漏洩等を懸念し、取締役会への報告や社外取締役を含む個々の取締役への個別報告す

ら行わないことを決定した。

他方で、本件社内調査報告書の内容は 2018 年 10 月の段階でようやく監査役に報告されたが、監査役らも、各人ごとに認識や問題意識の濃淡こそあれ、本件問題は監査役が独自に取締役会に報告する義務まではない事案と判断し、実際にも、監査役から取締役会への報告がなされることはなかった。

上記の次第で、本件問題は、取締役会又は社外取締役を含む個々の取締役に報告されることのないまま、2019 年 9 月の報道によって初めて公になった。

本件問題の重要性や関西電力の取締役会規則の内容等に鑑みれば、これら一連の事後対応には、ガバナンス上重大かつ深刻な問題が存在する。まず、本件問題ほどの重要な問題について、情報漏洩につながるおそれがあるなどといった説得力に欠ける理由により、ごく一部の経営陣の判断で取締役会への報告を行わないとの方針が決定されたことは、明らかに誤った判断というほかない。また、取締役会への報告が行われなかつた結果、社外取締役による指摘や牽制が発揮される機会が失われた点も看過できない。さらに、監査役が、会社法によって違法な事実のみならず「著しく不当」な事実も取締役会へ報告することが求められる中で、本件問題について取締役会へ報告しなかつたことは、客観的状況に鑑みれば正当ではなかつた。そもそも、本件のように重大な問題について、八木氏及び岩根氏が、森氏と協議の上、その公表をしないとの方針を早々に決定したこと、極めて不適切であった。

このような事態を招來した八木氏、岩根氏及び森氏の責任は特に重い。

7 原因及び再発防止策

以上が本調査結果及びその分析の概要である。

前記 5 で記載した不安感・恐怖感を関西電力の役職員が抱いていたにせよ、自分の関係する企業への発注を要求し、時に恫喝をも行う森山氏という人物から多額の金品を受領し、そうした関係を継続することは、客観的に見れば明らかに不適切であつて、およそ正常ではない。そして、それにもかかわらず、30 年以上もの長期間にわたり、誰一人として森山氏と関西電力との間のこの異常な関係に対して声を上げる勇気を持てなかつたことは、全くもって理解し難い。

関西電力においては、電力の安定供給の観点からも経営の観点からも、原子力発電所の安定的な運営・稼働を重視する考えが強く、また、上記で述べた前任者らからの伝承や自らの保身のこともある、これらの関西電力「内」の事情がユーザーや株主を含めた関西電力「外」の関係者の期待や目線より優先されてきたことは否めず、関西電力には、自社の業務運営を滞りなく行うことが至上命題であるととらえる企業風土があるように見受けられる。そして、かくも長期間にわ

たって、多くの幹部が森山氏との関係に問題意識を持ち得る状況にありながらその関係を断絶できなかったことは、関西電力において、内向きの企業体質の下で経営陣が問題を先送りし、本件のような不適切、不正常な問題に組織的に対峙するというごく基本的なガバナンスが機能しなかったことによるものと結論付けざるを得ない。

本件問題及び本件問題発覚後の問題点に関する原因分析結果の骨子は以下のとおりである。

- 本件問題に関わった関西電力の役職員において、業績や事業活動をコンプライアンスに優先させるべきではないという意識を欠いたこと
- 経営陣が、本件問題と正面から向き合い、是正する決断力を欠いたこと
- 透明性を欠く誤った「地元重視」が問題行為を正当化していたこと
- 原子力事業本部が閉鎖的で、同部に対するガバナンスが不足していたこと
- 本件問題発覚後の事後対応においても露見した身内に甘い脆弱なガバナンス意識

そして、当委員会は、これら全てに通底する根本的な原因として、関西電力に及びこる内向きの企業体質（ユーザー目線の欠落と透明性の軽視）があると結論付けた。

また、当委員会としては、これらの原因分析を踏まえ、以下の内容を再発防止策として提言するものである。

- ユーザー目線でのコンプライアンス意識の醸成
- 内向きの企業体質の是正（取締役会長に社外の者を）
- 地元を重視する施策についての透明性の向上
- 取引先関係者からの金品受領に関する明確なルール設定
- 悪しき情報が早く伝わり、現場に直接メスが入るためのガバナンス体制の再構築

以 上